

## 医療関係団体における医療従事者等への接種体制の構築（医療関係団体）

※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。

※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう自治体が異なる日付を設定する場合もあるので、その場合は当該自治体が設定した日付によること。

**1. 加入医療機関等における接種予定者数等の把握【1月22日まで】【様式2】**

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院団体等の地域の医療関係団体（以下「医療関係団体」という。）は、自団体に加入する医療機関等であって基本型接種施設又は連携型接種施設として自施設において接種を行わないもの、及び当該医療機関等の医療従事者等として接種を受ける予定の者の数を把握する。

**2. 接種場所の確保【1月28日まで】**

- 医療関係団体は、1. で把握した予定者数をもとに、都道府県及び市町村により調整されたディープフリーザーの配置先も踏まえ、自団体の医療従事者等が接種を受ける接種施設を確保する。この際、接種場所を基本型接種施設の中から選定することも考えられるが、独自に連携型接種施設を確保したり、自ら接種会場を設けたりすることも想定される。なお、当該連携型接種施設への管理型接種施設からワクチンの移送をするかについては、最終的に都道府県において広域的な視点から調整を行うため、この時点では決まっている必要はない。
- 医療関係団体は、接種予定者の施設所在地等に応じ、接種場所ごとの接種人数を計画する。

**3. 接種場所情報等の都道府県への報告【2月3日まで】【様式1-1】**

- 医療関係団体は、確保した接種場所についての情報を都道府県に報告する。  
具体的には、医療関係団体は、接種場所の名称、当該接種場所が引き受ける医療機関等の情報、引き受け予定人数についての情報を様式1-1に記入し、都道府県に報告する。なお、当該接種場所が連携型接種施設である場合、どの基本型接種施設からワクチンを移送をするかについては、最終的に都道府県において広域的な視点から調整を行うため、この時点では決まっている必要はない。

**4. 接種場所と接種人数の確定【様式1-1】**

- 医療関係団体は、接種場所ごとの接種予定者数を各接種場所に伝達する。この情報は、接種場所となる医療機関等がワクチンの必要量をワクチン接種円滑化システムに登録するために必要となる。医療関係団体は、当該情報を計画書の様式に記載し、都道府県にも報告する。

**5. 接種予定者リストのとりまとめ【2月25日頃まで】【様式】、予診票の準備、配布**

- 医療関係団体は、接種予定者である医療従事者等のリストを原則として電子ファイルで自団体の各医療機関に作成させ、これを取りまとめる。様式については別途お示しするが、リストには、氏名、住民票に記載されている住所、生年月日等の情報を記入する。
- とりまとめたリストをワクチン接種円滑化システムに入力すると、医療従事者等のための特別な様式の予診票が電子媒体で出力される。予診票にはリストに記入した氏名等がある。

らかじめ記載されている。医療関係団体は当該予診票を、各医療機関を通じて対象者に配布する。

#### 6. 対象者への案内

- 各接種場所へのワクチンの配分の日程と接種場所の体制が決まることで、接種日時及び接種可能な人数も決まる。
  
- ワクチンの解凍等の準備に影響するため、接種場所に対しては、接種を受ける最終的な接種予定者の人数を、接種日の前日までに伝達する必要がある。